

* コピーしてお使いください

雇用保険関係書類送付状 <郵送時に必ず添付してください>

公共職業安定所あて

送付先が事業所と異なる場合は
☒ を入れてください。

事業所名

☐

電話番号・担当者

提出代行者 ☐ 社会保険労務士 ()
☐ 労働保険事務組合 ()

届出書類

資格取得届	件	高年齢雇用継続給付	件
資格喪失届	件	育児休業等給付	件
離職証明書	件	介護休業給付	件
転勤届	件	その他 ()	件
事業所各種変更届	件	()	件

◎ハローワークからのお願い



雇用保険にかかる事務処理を円滑に行うため、
添付書類の返送を原則お断り
させていただきます。

添付書類については、返却の必要がないようにコピーを同封してください

<返却希望をする書類があれば裏面の返却希望書類についてご記入ください。>

(返却不要であれば記載の必要はありません)

- マイナンバーの記載欄がある届出書類については、マイナンバーの誤交付・誤送付を防止するため、いかなる理由（管轄誤りなど受理できない場合等）があっても返却に応じられませんのでご了承願います（再提出をお願いすることになります）。
- 「受理印」を押印した届出書類等は、返却できません。
- 返信用封筒には、必ず宛先を記入のうえ切手を貼付してください。
- 返信用封筒は、できるだけA4用紙を曲げずに返送できる「角2封筒」をご用意ください。
- できる限り、クリアファイルに入れて送付してください（返信用にも使用します）。
- 簡易書留、特定記録で返送を希望される場合は郵便料金に不足が出ないようにしてください。
※ 料金不足の場合、郵便局で受付できないため、普通郵便に変更して送付いたします。
特に離職票の交付等はリーフレットの添付がありますので、重量にご注意願います。

雇用保険関係の届出・申請を郵送により行う事業主の皆様へ

24時間
いつでも
申請可能!!

電子申請のご利用をお勧めしています。

★ 電子申請のご利用が、年々増えています！

雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請に、**電子申請**を利用する事業主の方が増えています。

郵送による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、**電子申請**の利用をご検討ください。

「電子申請」が便利です、是非ご利用ください。

◇ 電子申請なら、24時間、365日いつでも申請可能！

そのうえ、窓口での提出のような待ち時間がありません。（ただし、返戻には時間をいただくことがあります。特に年度当初の繁忙期には「資格喪失届（離職票あり）」を優先して返戻するため、その他の届出等の返戻には時間がかかることがあります。）

◇ 個人情報の持ち運びが不要！ 個人情報保護の観点から安全性が高まります。

◇ ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかからないため、 **時間とコストをかけずに申請できます！**

※電子申請を行うには「電子署名」が必要となりますが、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書でも利用が可能です。

電子申請導入のための準備等について、大阪労働局から委嘱を受けた社会保険労務士が専門のアドバイザーとして、電話相談や出張相談を行います。さあ、時代は電子申請!この機会に、『雇用保険電子申請アドバイザー』を是非ともご利用ください！

（大阪労働局 委嘱）雇用保険電子申請アドバイザー

【初めての電子申請相談ダイヤル】 06-7663-6040

ご利用時間 9:00～12:00 13:00～17:00 【土・日・休祝日・年末年始休み】

添付書類の返却をご希望される場合はこちらにご記入ください

返却希望書類があれば下記をご記入ください。※退職理由の確認書類は返却いたしません。

添付書類について、破棄に同意いただける場合については、以下の項目は記載不要です。

賃金台帳（給与明細）	枚	高年齢雇用継続給付関係確認書類	枚
出勤簿（タイムカード）	枚	育児休業等給付関係確認書類	枚
労働者名簿	枚	（	） 枚
（	） 枚	（	） 枚
（	） 枚	（	） 枚